

つながり

Vol.35

令和8年3月

T S U N A G A R I



ごあいさつ

岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長 野崎 ふみ子
(みやこ中央地域包括支援センター管理者)

日頃より当協議会の運営におきましては、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。令和7年5月、任期満了に伴う役員改選により、前任の北條雅弥会長より会長を引き継ぎました。この一年、会員みなさまに支えていただき、事業を運営できましたことに心より感謝申し上げます。

さて、2006年に始まり、今年で20年目を迎える地域包括支援センターは、事業開始以来、4つの主要業務(総合相談支援事業、権利擁護事業、第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)を担いつつ、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域ごとにその特性に応じた機能を発揮してきました。この間、社会構造の変化に伴う重層的福祉課題が顕在化する中、地域共生社会の構築における役割、各地で多発する甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の緊急対応などを経て、地域包括支援センターへの期待は国、自治体とともに一層高まっています。

さらに、2040年の状況に目を向けますと、高齢者の急増、現役世代の急減に局面が変化していくそのスピードは、地域や高齢者個人により大きく異なった変化をしていくといわれており、今後は、この地域軸、時間軸を踏まえた支援体制の構築が必要になるといわれています。

これからの時代、福祉はどうあるべきか、地域包括ケアをいかに推進するかということがさらに問われてくる中、地域包括支援センターに求められる視点は、『虫の目(ミクロ)、鳥の目(マクロ)、魚の目(トレンド)』ではないかと感じております。虫の目は、個別事例と向き合う目で現場を知ることです。そのうえで鳥の目で地域全体を俯瞰すると地域課題が見えてきます。データやエビデンスをもとに魚の目で流れを読み取り、未来を考えることができます。

この視点を大切に令和8年度の事業に取り組んでまいりますので、引き続きみなさまのお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

令和7年度地域包括・在宅介護支援センターフォーラム

「身寄りのない方への支援を考える」

令和7年9月2日、ふれあいランド岩手を会場に、岩手県医療ソーシャルワーカー協会との共催で岩手県地域包括・在宅介護支援センターフォーラムを開催しました。

昨今の高齢者を取り巻く課題としてクローズアップされている「身寄りのない方への支援を考える」をテーマに、福祉・医療・行政・金融機関、それぞれの立場から話題提供していただきました。当日はWEBを活用し、二百十一名という多くの方に参加いただきました。各機関の報告の概要は、次のとおりです。

◇福祉関係者

岩手県地域包括・

在宅介護支援センター協議会

副会長 佐藤 晋作 氏

(盛岡駅西口地域包括支援センター 所長補佐)

現代の高齢者社会は、介護人材不足や事業所の倒産に加え、老々介護や介護離職など家庭の限界も重なり、公私の支えが崩壊しつつあります。特に「身寄りがなく高齢者」の急増は深刻で、入院時の保証や医療同意、金銭管理、死後事務が滞るリスクが「誰にでも起こりうる課題」として一般化しています。

専門機関には、平時から本人の背景を把握し、家族の歴史を尊重した中立的な支援が求められます。しかし現場では、親族の拒絶や職務外の金銭管理などといった「シャドーワーク」がケアマネジャーの重荷となり、バーンアウト（燃

え尽き）を招く事態も起きています。

今後は、成年後見制度等の公的資源を適切に組み合わせる権利擁護の視点が不可欠です。また、本人が元気なうちから終活を通じて意思を明確にする啓発や、制度の隙間を埋める柔軟な地域資源の創出が重要です。これらが現場の負担を減らし、本人の尊厳を守る社会体制の構築に繋がります。

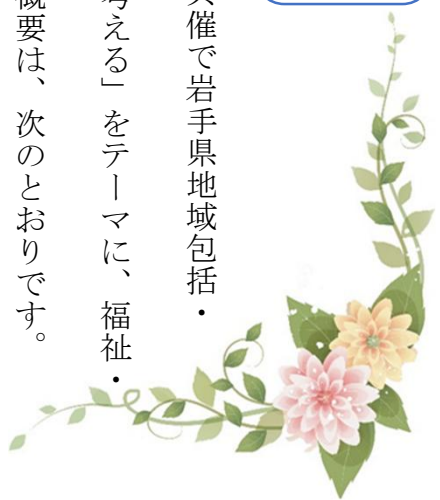
◇医療関係者

岩手県医療ソーシャルワーカー協会

監事 千澤 美樹 氏

(岩手県立中央病院 主査医療社会事業士)

「身寄りのない人」とは、親族不在や疎遠、支援拒否などの事情を抱える人を指し、独居高齢者の増加に伴いその数は拡大しています。当院では、本人の意思確認を軸に、成年後見制度など判断能力が低下した際の権利擁護や、退院後



の生活支援、死後の対応までを見据えた支援体制を整えています。当院ソーシャルワーカーが支援したケースの半数以上が経済的に困窮しており、生活困窮者自立支援制度との連携など、経済的課題への対応が急務です。

今後の展望として、本人の自己決定を尊重するACPの促進に加え、支援者が「何に困っているか」を正しく把握することが重要です。単独の機関では対応に限界があるため、関係機関がチームとして連携し、役割分担を明確にする必要があります。支援の「ハザマ」を埋めるための継続的な見守りや、モニタリングをシステム化し、地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

◇行政関係者

盛岡市保健所企画総務課総務係

主 事 備前 棕介 氏

墓地、埋葬等に関する法律第9条では、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と定められており、盛岡市においても、親族がいない場合だけでなく、親族が判明していてもやむを得ない事情により遺体の引き取りが困難である場合に、保健所が火葬業務を実施しています。その際、医療機関や警察からの連絡を受け、所持品の確認や事務手続き、葬祭業者への依頼を行い、遺骨や遺留品を一時保管します。

業務上の課題として、相続人調査に多大な時間を要することや、判明後も引き取りを断られるケース、葬祭費用の回収困難、遺品の保管場所不足などが挙げられます。

市民のみなさまに知っておいていただきたいのは、行政による対応はあくまでも法に基づく「必要最小限」であることです。親族が火葬を拒否して市が代行した場合でも、相続放棄をしない限り、費用の支払いや遺骨の引き取り義務は残ります。原則として火葬は親族が行うべきものであり、生前から親族関係を確認し、万が一の事態に備えて当事者意識を持つことが重要です。

◇金融機関関係者

一般社団法人岩手県銀行協会

常務理事 及川 崇 氏

高齢者との金融取引は「本人の意思確認」が原則です。署名が困難な場合は家族の代筆も可能ですが、判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の活用や親族の同意が必要となります。

認知症などで意思確認ができない場合でも、入院費や施設費用といった本人に不可欠な支出については、全銀協の指針に基づき、家族であることを条件に金融機関が個別事案として柔軟に対応しています。また、身寄りのない方の預金が十年以上放置されると、休眠預金として公益活動に活用される仕組みもあります。

金融機関は、ATMの利用制限などの詐欺防止策を講じるだけでなく、地域の福祉機関との

ネットワークを構築し、見守り体制を強化しています。原則を守りつつも、本人の利益を最優先にした「柔軟な対応」と、地域と連携した「資産を守るセーフティネット」の両立が、高齢化社会における金融取引の核心といえます。

身寄りのない方は今後ますます増えることは確実であり、それに対応する制度設計が迫りつつありますが、大切なのは様々な機関との連携により柔軟に対応していくことであり、関わる機関が正しく理解したうえで、身寄りがいないことが理由で不利益な対応を受けることがないよう取り組んでいくことが重要であると改めて認識する機会となりました。



【参加者の声】

- 身寄りのない方への支援は業務上の判断が難しい場面も多いですが、本研修を通して医療・行政・金融など多機関連携の重要性を再認識しました。
- 各専門機関の具体的な事例や困りごとを共有することで、互いの役割や視点への理解が深まりました。
- 事後の対応に苦慮しないためにも、平時から職種の垣根を超えて情報を収集し、顔の見える関係を築くことができ、大変有意義でした。

地域包括支援センター活動状況調査2025報告書

本会では、近年全国的に増加している頼れる身寄りのない高齢者等への地域包括支援センターでの対応状況や抱える課題を把握し、今後の支援のあり方に資することを目的として、岩手県内の地域包括支援センター・ランチ等130か所を対象に標記調査を実施し、77か所(59.2%)から回答いただいた結果を報告書としてまとめました。

身寄りのない高齢者等への支援は、回答したセンターの8割以上が実際に行っており、特に行政直営センターでは95%に達するなど、支援の必要性が極めて高い一方で、対応マニュアルを整備しているセンターは約2割にとどまっており、個別の状況に応じて臨機応変に対応している現状がうかがえました。また、回答したすべてのセンターが支援の困難さを感じていることもわかりました。

報告書では、身寄りのない高齢者等への支援について、困難さを感じる支援内容など自由記述を含め23項目のほか業務上の課題についてもまとめています。

報告書は本会ホームページに掲載していますので、是非ご一読いただき、今後の業務の参考としていただければ幸いです。

☞ <http://iwate21.net/zaitaku/cgi-bin/news.cgi?f1=1773046421&f2=staff>

令和7年度東北ブロック地域包括・在宅介護支援センター 職員研修会参加報告

岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
副会長 伊藤 和子
(地域包括支援センター北上中央)

令和7年11月6、7日の2日間、山形県天童市において、令和7年度東北ブロック地域包括・在宅介護支援センター職員研修会が開催されました。

この研修会では、「地域共生社会の実現に向け地域包括支援センターの役割を考える～地域づくりに向けて～個人の課題は地域の課題～」をテーマに、行政や有識者による動向報告に加え、パネルディスカッションでは秋田県、青森県、仙台市の実践事例の発表が行われました。

地域共生社会とは、制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて住み慣れた地域に人と人、人と社会がつながっていくこと。

現在は単身世帯の増加やつながりの希薄化により地域や社会から孤立する人が増えている。

同志社大学社会学部 永田教授の講義の中で、『川上の解決に忙殺されて川上の予防に手が回らない』、この言葉にまさに今地域包括支援センターの現場で起きている状況だと気づかされました。介護崩壊、虐待対応、身寄りのない高齢者の支援、緊急対応、家族多問題、苦情処理、困難事例の対応、生活困窮、認知症の問題などなど。一人一人の起きている問題はその人の問題だけではなく地域の課題でもあります。制度に繋げて終わりではなく『はざま』を埋めていけるのは地域の力です。今回は秋田県八峰町、青森県中泊町、宮城県仙台市での地域に実情に合わせた取り組みを学ばせて頂きました。

様々な課題も壁も少なくはありませんが多くの地域の方との交わり、他機関他職種との連携を深めて参りたいと思います。心込めてこの研修を企画してくださった山形地域包括支援センター等協議会の皆様に感謝です。

【発行人】 畠山 充・野崎ふみ子
【発行】 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
高齢者福祉協議会
岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
【連絡先】 〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3
TEL019-637-4466 FAX019-637-4255

【編集後記】
年々早くなっている桜の開花時期に負けないよう、この紙面に花を散りばめてみました。
来年こそは3月上旬に広報紙を発行するぞと心の中でつぶやいた1年前、今年の発行は…
新年度は気持ちも新たに頑張らましよう!!(N)